

8.(項目)

障がい者にとって社会参加の重要な機会である障がい者スポーツの発展充実ならびに、東京パラリンピック開催後のパラスポーツのさらなる振興のため、老朽化した長居障がい者スポーツセンターの建て替え等を要望する。

回答 長居障がい者スポーツセンターは、「障がいのある方がいつでも来館しても指導者や仲間がいて、安心していろいろなスポーツを楽しむことができる」という基本方針のもと、スポーツを通じて障がい者の自立と社会参加を目的として、昭和49年に全国で初めて開設した、障がい者専用のスポーツ施設です。

これまで、専門性の高い指導員を配置してスポーツ指導に当たるほか、各種スポーツ教室や競技大会の開催、スポーツクラブやボランティアの育成等にも先駆的に取り組み、平成9年に開設した舞洲障がい者スポーツセンターとともに、全国の障がい者スポーツの発展を牽引してまいりました。

長居障がい者スポーツセンターは開設から46年が経過し、老朽化の現状、障がい者スポーツを取り巻く環境の変化、利用者の増加やニーズが多様化する中、2020東京パラリンピック競技大会を控え、障がい者スポーツに対する関心の高まりを契機として、障がい者スポーツをより一層振興していく必要があります。障がい者スポーツ振興を通じた共生社会の実現に向け、長居障がい者スポーツセンターは重要な拠点施設ですが、開設から46年が経過し、施設の老朽化の現状や新たな障がい者スポーツのニーズも踏まえ、施設整備の方向性の検討を進めているところです。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

9.(項目)

長年住み慣れた地域で住み続けることは、大阪市域に居住するすべての障がい者の願いであるが、国の示しているグループホームの設置基準では、定員数について1つの建物への入居を最大20名としている。大阪市でもグループホームの整備促進の観点より、国基準での設置を認めるよう要望する。

回答 本市においては、「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の基準第210条の解釈通知において、「指定共同生活援助事業所の立地については、利用者に対して、家庭的な雰囲気の下、指定共同生活援助を提供するとともに、地域との交流を図ることによる社会との連携を確保する観点から、入居施設や病院の敷地内に立地されるのではなく、住宅地又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中に立地されること」とされていることを踏まえ、グループホームは、家庭的な雰囲気のもと、個別支援を重視した必要なサービスを提供するとともに、地域との交流を図りながら、希望する暮らしを送るための住まいの場であることを踏まえる必要があることから、1つの建物におけるグループホームの定員は原則として10名を超えないものとしております。

しかしながら、障がい者の重度化・高齢化に対応していくために、平成30年度の報酬改定において、最大20名までの入居定員を認める「日中サービス支援型」という類型が創設されたところです。国においてグループホームの新たな類型が設けられたことや、いただいたご要望を踏まえ、「住まいの場」というグループホームの趣旨を守りつつ一層の整備促進を進めていくための定員規模のあり方等について、検討してまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい支援課

10.(項目)

障がいのある人が新型コロナウイルス感染症に罹患した際には、障がいの軽重を問わず、適切な医療や支援を受けることができる体制整備を要望する。

回答 本市では、「大阪府新型コロナウイルス対策本部」に参画し、関係機関と情報共有するとともに、「大阪市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、医療機関等と連携しながら、感染拡大防止に向けて、全力で取り組んでいるところです。

大阪府では新型コロナ患者発生増加に伴い、公的医療機関等に対して、新型コロナ患者受入病床の確保の要請など、必要な病床の確保に取り組んでおり、宿泊療養施設についても整備を進めています。

また、患者の入院・宿泊療養先の手配については、大阪府に設置されている新型コロナウイルス感染症にかかる入院フォロアアップセンターと連携し、それぞれの症状や状況をふまえて、受入医療機関や宿泊療養施設を調整しております。

引き続き、大阪府や関係機関等と連携を図りながら、感染拡大防止に向けて取り組んでまいります。

(担当) 健康局 保健所 感染症対策課

大阪市への要望に対する回答がありました。

昨年12月3日に大阪市に対して提出した要望書について、令和3年3月19日に大阪市福祉局長名で回答がありました。項目と回答について、特集号として掲載しています。

これで終わらず、引き続き皆様方とともに要望実現に向けて活動してまいります。

1.(項目)

橋下元市長が明言された、大阪市所有施設の空スペースを活用した障がい者の総合福祉センターの設置については、「現在のところ設置予定はないが、今後とも検討する。」との昨年度ご回答いただいたが、現在の検討状況について教示するとともに、その検討にあたっては、広く市内の障がい者団体の意見を聴取するよう要望する。

回答 障がい者の総合福祉センターの設置については、以前よりご要望いただいているところであります。

本市において、現時点においても設置の予定はありませんが、引き続き、障がいのある方への必要なサービス提供に努めてまいります。

なお、設置することになれば、大阪市身体障害者団体協議会等のご意見をお聞きしながら、進めてまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

2.(項目)

来年3月に策定される大阪市障がい者支援計画の中間見直し・第6期大阪市障がい者福祉計画および第2期障がい児福祉計画の着実な実行を要望する。

また、国においては、「新しい生活様式」の下での地域生活支援を推進していることから、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、今後より一層、市内に居住する障がい児・者が、住み慣れた地域で安心・安全に暮ら続けられるような施策構築と地域生活支援拠点を各区に1か所以上整備するなどの施設整備の実現を要望する。

回答 「大阪市障がい者支援計画・第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」については、本市では、障害者基本法の「全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という基本理念のもと、個人としての尊重、社会参加の機会の確保、地域での自立生活の推進を基本方針として、大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において検討を行い、令和3年3月策定に向け取り組んでいるところです。

大阪市障がい者施策推進協議会及び専門部会において、本計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行うとともに、当事者意見の反映に努めます。

また、地域生活支援拠点等については、各区の社会資源の整備状況等を考慮し、市域で事業者同士が連携して地域生活を支える面的な体制整備を基本として整備を進めています。国が示す5つの機能のうち、「相談」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」に関しては、平成30年度より各区障がい者相談支援センターを基幹相談支援センターと位置付けて支援体制の充実を図るとともに、障がい者相談支援調整事業を実施することにより整備を図っています。また、「緊急時の受入れ・対応」に関しては、令和元年度より「障がい者夜間・休日等緊急時支援事業」を、今年度より「障がい者緊急一時保護事業」を実施することにより整備を図っています。

今後は、残る「体験の機会・場」の機能の整備について検討を行うとともに、すでに整備した各機能に関して、障がいのある方が地域で安心して生活できるものとなるよう、その充実に努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

3.(項目)

障がいがある人もない人も共に暮らしていきやすい街づくりを推進していくために、大阪市においても、市内居住の障がい者が参加する検討委員会を設置し、障がい者差別解消条例を制定するよう要望する。

また、障がい者についての理解をより深化させるための「あいサポート運動」等の研修を、市職員はもとより、市民や市内教育機関・企業・団体にも、さらに充実したものと積極的に実施することを要望する。

回答 「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下、「障害者差別解消法」)」の施行に併せ、大阪府においては「大阪府障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例(以下、「府差別解消条例」)」が施行されております。

同法及び同条例については、それぞれ施行後の見直しについて当事者等を交えて議論されてきましたが、今般、大阪府において、法律では努力義務とされている民間事業者による合理的配慮の提供について義務化する等の条例改正がなされ、本年4月より施行されることとなりました。

府の条例は本市域においても適用されることから、大阪府と今後も連携して、同改正条例の運用が実効性のあるものとなるよう、引き続き周知や啓発に努めてまいりたいと考えております。

また、本市における障がい者の理解・啓発の事業の1つとして、平成30年度から「あいサポート運動」に取り組んでいるところです。本市職員に対する理解を深めるため、各所属への事業周知や「あいサポート研修」の実施などの取組みを進めるとともに、「障害者差別解消法」の普及啓発とともに、同運動の周知を図るべく、積極的にあいサポート運動に取り組んでいただける企業・団体が増えるよう、事業の周知を行っているところです。

しかしながら、コロナ禍においては、密となる環境を避けながら研修を実施する必要があることから、従来の講師が訪問する形式のほか、動画視聴形式(web配信)やオンライン形式による研修の導入などにより、ウィズコロナの環境での取組みを進めているところです。

引き続き、本市職員及び企業等の理解が深まるよう、取組みを進めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

4. (項目)

収束の見えないコロナ禍で、障がい者が得られる情報が極めて不足している状況も踏まえ、厚生労働省の来年度予算概算要求に、今年6月に公布された電話リレーサービス法、同じく7月に策定された読書バリアフリー基本計画を踏まえた要求がなされていることに鑑み、手話や点字などの障がい者のコミュニケーション手段をより一層保障するよう努めるとともに、法律に基づく聴覚障がい者情報提供施設の設置と情報通信ネットワークの一層の充実を要望する。

また、国における手話教育や日常生活における手話によるコミュニケーションを保障する手話言語法の制定に向けて、より一層働きかけを行うとともに、大阪市こころを結ぶ手話言語条例に明記された施策の推進方針に基づき、手話通訳者の養成事業ならびに同派遣事業のさらなる充実を要望する。

回答 コミュニケーションの支援は障がい者支援の重要な課題であり、手話通訳者及び要約筆記者の派遣や盲ろう者通訳・介助者の派遣を実施するとともに、人材養成として、手話通訳者、手話セラピスト及び点訳奉仕員の養成等を行っており、今後とも適切な支援を実施できるよう取り組んでまいります。

また、聴覚障がい者情報提供施設について設置予定はございませんが、引き続き大阪府等とも連携して、必要なサービスの提供に努めてまいります。

本市では、平成26年8月市会において、「手話言語法(仮称)の制定を求める意見書」が可決されており、すべての地方公共団体の議会で同趣旨の意見書が可決されていることを踏まえ、全国的な動向も見据えながら、国への働きかけを行ってまいります。

また、「大阪市こころを結ぶ手話言語条例」に基づき策定した「手話に関する施策の推進方針」を踏まえて施策の充実を図っており、コミュニケーションツールのひとつとして、各区役所でのタブレット端末を使った遠隔手話通訳のサービス等を実施することにより手話が使用できる環境の整備を行ってきたところです。今年度に行う推進方針の見直しを踏まえ、手話通訳者派遣事業など、さらなる施策の充実にも努めてまいります。

(担当) 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課

5-1.(項目)

コロナ禍の中、就労継続支援事業所においては取引先からの作業の受注量の減少、出張販売の中止などで収益が大変厳しい状況にある。このため、「障害者優先調達法」に基づき、同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に努められることを要望する。

また、就労状況が悪化する中、改正された「障害者雇用促進法」の理念を踏まえ、大阪府が率先して法定雇用率を大きく上回る障がい者雇用を行うとともに、その就労環境整備や就労意欲の涵養など就労継続にも意を用いられるよう要望する。

回答 本市においては、平成25年4月1日施行の「国等による障害者就労施設から物品等の調達推進に関する法律」(障害者優先調達法)に基づき、平成25年10月1日以降、年度ごとに1月1日以降、年度ごとに「障がい者就労支援事業所等からの物品調達方針(以下「調達方針」という)」を策定しております。

調達方針に基づいて、本市では障がい者就労支援事業所等から優先的に発注に努めることとしており、本市関係部局に障がい者就労支援事業所等の情報提供も行うなど、前年の令和元年度の調達実績を上回ることを目標としております。

コロナ禍においても本市関係部局と連携しながら、調達方針の更なる周知徹底・情報提供を行うなど、各所属での優先調達推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、本市では、利用者への安定した工賃支払いが可能となるよう生産活動収入の確保に向けて、国の第二次補正予算で示された就労系障がい福祉サービス等の機能強化事業を活用し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により生産活動が停滞し減収となっている就労継続支援事業所に対して、新たな販路拡大や新たな生産活動への転換等に要する費用に対する補助の実施を予定しております。

(担当) 福祉局障がい者施策部障がい福祉課
福祉局障がい者施策部障がい支援課

5-2.(項目)

コロナ禍の中、就労継続支援事業所においては取引先からの作業の受注量の減少、出張販売の中止などで収益が大変厳しい状況にある。このため、「障害者優先調達法」に基づき、同施設等の受注拡大ならびに発注価格の増額等に努められることを要望する。

また、就労状況が悪化する中、改正された「障害者雇用促進法」の理念を踏まえ、大阪府が率先して法定雇用率を大きく上回る障がい者雇用を行うとともに、その就労環境整備や就労意欲の涵養など就労継続にも意を用いられるよう要望する。

回答 法定の障がい者雇用率については、2.5%と定められておりますが、市長部局での障がいのある方の雇用率は、令和2年6月1日現在で2.77%となっております。

本市では、「障害者雇用促進法」の改正を踏まえ、令和2年4月に「障がい者活躍推進計画」を策定したところであり、今後も引き続き、障がいのある方の雇用促進及び障がいのある職員への職場環境の改善等の取組みに努めてまいります。

(担当) 人事室 人事課 人事グループ

6-1.(項目)

障がい者の住みよい街づくりを実現するため、新バリアフリー法の基づく整備に努められたい。特に昨年度に大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、2025年度までに実施との回答をいただいたが、この間も全国でホーム落下事故が発生していることから、前倒しで実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、ならびに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置個所を増やすよう要望する。

回答 本市では、高齢者、障がい者等をはじめすべての市民が日常生活や社会活動に利用する建築物や旅客施設、道路、公園、駐車場(以下、建築物等という。)の施設を安全かつ快適に利用することができるように整備するなど「ひとにやさしいまちづくり」の実現に向け取組みを進めております。

これまでも既存の本市所管の建築物等について、バリアフリーに配慮した改修に努めるとともに、民間等の建築物等が新設若しくは改修(増築、改築、大規模な修繕、模様替)又は用途変更される場合においてもバリアフリーに配慮した計画とするよう指導、助言を行っております。併せて、バリアフリー法に基づき、鉄道事業者に対して駅舎のバリアフリー化の促進に向け、働きかけております。

また、大阪市交通バリアフリー基本構想を策定した市内25地区において、基本構想に則した特定事業計画に基づき、関係事業者が、駅舎や駅周辺の生活関連施設に至る道路、信号機等の重点的かつ一体的なバリアフリー化整備を推進しております。

本市では引き続き、バリアフリー法等にも則したひとにやさしいまちづくりに努めてまいります。また、ご要望いただきました公的機関への「音声標識ガイドシステム」の設置につきましては、区役所庁舎及び市役所本庁舎での設置に努めるとともに、関係機関に働きかけてまいりたいと考えております。

(担当) 福祉局障がい者施策部障がい福祉課
都市計画局開発調整部開発誘導課
都市計画局計画部都市計画課(エリアマネジメント支援)

6-2.(項目)

障がい者の住みよい街づくりを実現するため、新バリアフリー法の基づく整備に努められたい。特に昨年度に大阪メトロ全駅での可動式ホーム柵設置については、2025年度までに実施との回答をいただいたが、この間も全国でホーム落下事故が発生していることから、前倒しで実施するよう要望する。

また、「歩行時間延長信号機用小型送信機」に対応した音響式信号機、ならびに公的機関の出入口に設置されている「音声標識ガイドシステム」の設置個所を増やすよう要望する。

回答 大阪市高速電気軌道(株)(Osaka Metro)における可動式ホーム柵の設置につきましては、これまで開業に合わせて設置した今里筋線に続き、既設線である長堀鶴見緑地線や千日前線に設置するなど、路線単位を基本に進められてきました。

令和2年5月に、Osaka Metroが発表した「中期経営計画」では、利用者10万人/日以上以上の駅と御堂筋線の全駅を2021年度までに、堺筋線全駅(注1)を2022年度までに、中央線及び四つ橋線全駅(注2)を2024年度までに、谷町線全駅を2025年度までに可動式ホーム柵を設置することが示されています。

本市においても、これらの可動式ホーム柵整備はプラットフォームからの転落や列車との接触事故の防止対策として重要かつ急務であると認識しており、厳しい財政状況の中ではありますが、国が行っている地下高速鉄道整備事業費補助の制度と協調してOsaka Metroに対し補助金を交付し、「中期経営計画」で示された内容が着実に整備されるよう支援していきます。

(注1、注2)Osaka Metroは、昨年度の計画から、四つ橋線と堺筋線については、下表のとおり、前倒しで設置する計画に見直しています。

	平成31年4月計画	令和2年5月計画
堺筋線全駅	2025年度までに完了	2022年度までに完了
四つ橋線全駅	2025年度までに完了	2024年度までに完了

(担当) 都市交通局 鉄道ネットワーク企画担当

7.(項目)

災害時に障がい者が速やかに安全な場所に避難でき、かつ、コロナ禍で感染が危惧される中、避難所においても適切な対応が受けられるよう、全市域で避難訓練や予めの福祉避難所への登録などの事前準備等を行うことを要望する。

回答 本市においては、障がい者や高齢者などの要配慮者の方への避難対策について、地域の自主防災組織による避難支援の取組みが効果的に進展するよう、区役所と連携して地域防災力向上アドバイザーを地域の防災訓練などに派遣し、自主防災組織の活動の支援を行っております。

災害時避難所においては、要配慮者の方に安心して避難所生活を送っていただけるよう、「避難所開設・運営ガイドライン」に要配慮者等の方の特性ごとに必要な対応を記載し、その周知を図っているほか、何らかの特別な配慮を必要とする方についての「福祉避難室」を確保する等の取組みを行っております。

また、新型コロナ禍における災害時避難所の運営に関して「避難所開設・運営ガイドライン別冊」を新たに作成し、新型コロナ禍における避難所での感染拡大防止に関して周知を図っているところです。

更に、災害時に一般の避難所では対応できない要配慮者の方のための福祉避難所の確保を進めており、障がい児・者施設や高齢者施設を中心として、344施設(令和2年4月1日現在)と協定締結済みとなっております。

なお、福祉避難所は、災害発生時に指定されている施設の建物の安全確認や運営のための人員確保、受け入れ可能人数の調整を行った後、準備が整い次第、開設可能な施設から順次開設を行っているため、福祉避難所への受け入れが必要と思われる要配慮者についても、まずは災害時避難所へ避難していただいております。

今後とも、要配慮者支援の取組みの促進に努めてまいります。

(担当) 危機管理室 危機管理課